

# 7

JUL/2018/Vol.160

# 広報 東峰 TOHO

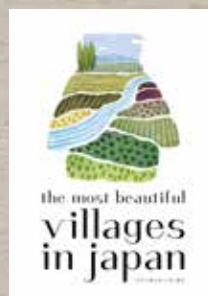
●福岡県消防協会朝倉支部消防操法大会

URL : <http://vill.toho-info.com>



## 目次

- 2p / 5p・・・特集「平成 29 年 7 月九州北部豪雨から 1 年」
- 6p / 9p・・・ニュース&トピックス
- 10p・・・地域おこし協力隊 活動日誌
- 11p・・・保健師からのお知らせ
- 12p / 14p・・・公民館ひろば
- 15p / 29p・・・役場からのお知らせ
- 30p / 33p・・・くらしの情報
- 33p・・・村の行事
- 34p・・・在宅医表
- 35p・・・村長 Navi
- 36p・・・フォトギャラリー



福岡県東峰村  
毎月 15 日発行

# 平成 29 年 7 月九州北部豪雨から 1 年

「7月5日」は東峰村にとって忘れることのできない日になりました。

平成 29 年 7 月 5 日、背振山周辺から発達した積乱雲は帯状に連なり線状降水帯となって東峰村に大量の雨を降らせました。宝珠山庁舎の雨量計では 12 時 30 分から 21 時 30 分の 9 時間で 700mm を超える雨量を記録。豪雨は瞬く間に河川を増水させ、激しい濁流となって護岸をさらい、越水して集落に流れ込み、至る所で山腹が崩壊し、大量の土砂や流木が村を襲いました。流木が折り重なって鳥の巣のようになっていたあの光景は今でも私たちの脳裏に焼き付いています。

そして、今年 7 月。未曾有の豪雨災害から 1 年が経過しましたが、村内には今でも災害の爪痕が数多く残っています。それでも東峰村に住む私たちは、この災害を教訓として今後の災害に備えていくとともに復旧・復興へ向けて一步一步、歩んでいきます。





- ① 鳥の巣状になった大量の流木
- ② 激流で舗装が崩壊した県道 52 号線と③ 現在の状況
- ④ 伊東屋旅館前に堆積した土砂、流木と⑤ 現在の状況

# 災害からの復旧・復興

## 東峰村復興計画の策定と推進

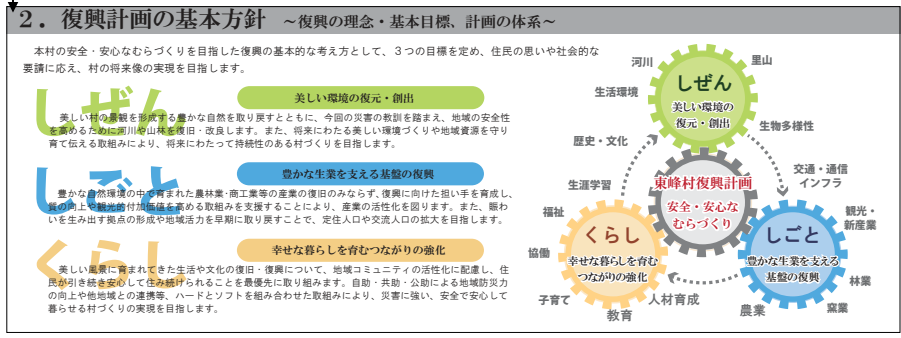
平成 29 年 7 月九州北部豪雨災害からの復旧・復興に向けて、村では平成 30 年 3 月に「東峰村復興計画（以下、「復興計画）」を策定しました。

復興計画は、単なる復旧にとどまらず、暮らしの再建、産業・経済の復興を成し遂げ、「第 2 次東峰村総合計画（H27.3 策定）【基本構想】」に掲げる将来像『美しい山里を継承し 豊かな暮らしを創造する 幸せな村』を実現するための、安全・安心なむらづくりの指針として策定したものです。

30 年度は、復興計画を円滑に推進していくために東峰村復興計画推進委員会（復興に関わる関係機関や学識者、地域の代表者等で構成）を 3 回程度開催する予定です。また、各行政区においては、行政区部会を開催して防災マップの作成を行い、今後の災害に備えます。



▲今年の 4 月に全戸配布した復興計画（概要版）



▲「しぜん」「しごと」「くらし」の 3 つの目標を定め、推進していくことにより安全・安心なむらづくりを目指します。（復興計画概要版より）

- 【行政区部会の進め方】
- 7 月：事前調査…専門家と行政区長との打合せ、まちあるき
  - 8 月：第 1 回 行政区部会…住民との情報交換
  - 9 月：事後調査…専門家と行政区長による情報整理、まちあるき
  - 10 月：第 2 回 行政区部会…住民による一次避難場所・避難経路確定

### 地区防災マップの配布



# 災害に備える

災害時は「自分の命は自分で守る（自助）」を基本に、まずは自分でできることから災害に備えましょう。ここからは災害に対する基本的な対策について説明します。

## ■ 災害時に必要な物を揃えよう

非常食や飲料水などの災害時に必要な物を日頃から備えておくことは防災・減災対策の基本です。

### ● 備蓄品：3日以上の食料と水を備える

災害発生後 72 時間は救助・救援活動が優先されます。また、大規模災害発生時には、人的・物的資源が絶対的に不足するほか、自治体などの行政機関自身が被災して被災地域への支援が遅れるおそれがあります。発災直後は物資の支援が行き届きにくいことを理解し、食料と飲料水は最低 3 日分、できれば 1 週間分を備蓄しましょう。

#### 備蓄品の例

##### ○食料

お米やアルファ米、レトルト食品や缶詰、カップ麺など最低 3 日分、できれば 1 週間分を準備。

##### ○燃料

卓上タイプのカセットコンロや固形燃料を用意。予備のカセットガスなどは多めに保管しておきたい。

##### ○工具類

救助活動の際などに使用。スコップやバール、ジャッキ、ノコギリ、ペンチ、ロープ、ハンマー、カッターなど。

##### ○その他

皿・コップなどの食器類、ラップ、歯磨きセットやせっけん・ドライシャンプーなど衛生用品、ランタン・ろうそくなどの灯り、新聞紙・段ボール・布製ガムテープ、ほうきとチリトリなど

##### ○飲料水

水（飲料と煮炊き分）は大人 1 人 1 日あたり 3 リットルが目安。水の配給を受けるためのポリ容器、給水袋も必要になる。

##### ○衣類

下着や上着、毛布など。季節や地域の状況によって必要な物、数量を決める。



### ● 非常持出品：すぐに持ち出せるよう準備する

自宅などに危険が迫ってすぐに避難しなければならないときに緊急に持ち出す物を非常持出袋に準備しましょう。

#### 非常持出品の例

##### ○貴重品

通帳・保険証・免許証、印鑑や自宅・車などの予備キー、公衆電話で使える 10 円硬貨。

##### ○情報グッズ

スマートフォン・携帯電話の充電器や予備バッテリー、携帯ラジオ、筆記用具。

##### ○救急用品・衛生用品

ばんそうこう・消毒薬・胃腸薬などの常備薬、持病の薬、お薬手帳。マスク、簡易トイレ、ウェットティッシュなど。

##### ○避難グッズ

懐中電灯、ヘルメット、防災ずきん。

##### ○飲料水・非常食

ペットボトル入りのミネラルウォーター。調理なしで食べられる乾パンや缶詰、栄養補助食品。

##### ○生活用品

手袋、大判ハンカチ、タオル。缶切り、ナイフ、ライター。ビニールシートやポリ袋。雨具や使い捨てカイロなど。



## ■ 最寄りの避難場所と避難経路を確認する

大地震や風水害などの災害が発生して家屋にとどまることが危険になった場合には、落ち着いてすばやく避難する必要があります。災害からの避難を目的とした主な施設には、指定緊急避難場所と指定避難所があります。日頃から最寄りの避難場所と避難経路の確認をしておきましょう。

### 1. 避難場所の確認

#### 【指定緊急避難場所】

差し迫った災害の危険から逃れ、命を守るために緊急的に避難する施設や場所です。

小石原公民館、旧小石原小学校体育館、村民センター、いずみ館、宝珠の郷、東峰学園の6施設が指定緊急避難場所です。

#### 【指定避難所】

自宅が被災して帰宅できなくなってしまった被災者が、一定の期間、避難生活をおくる場所です。

各地区の公民館や集会所、喜楽来館、せせらぎ鼓、棚田交流館、西念寺、福井コミュニティセンターが指定避難所です。

### 2. 避難経路の確認

自宅から避難場所までの避難経路を確認しておきましょう。避難する経路に危険箇所はないかなど点検しながら安全な複数の避難経路を検討しておきましょう。



## ■ 情報を収集する

災害発生時に迅速で的確な行動を取るためには、正確な情報を入手する必要があります。

災害時には、村から防災行政無線やエリアメール、とうほうテレビなどを使って情報を発信します。また、下記に紹介する防災メール・まもるくんは非常に有効なメール配信サービスです。防災行政無線で放送したものと同じ情報が文字情報として携帯電話に入ってくるので、是非登録しておきましょう。

### ● 防災行政無線

避難準備・避難勧告・避難指示は、先にサイレンが20秒鳴り、その後に放送が流れます。



### ● 防災メール・まもるくん

防災メール・まもるくんは、福岡県が提供する災害情報等メール配信システムです。災害・防災に関する情報や地域の安全情報をメールでお届けします。登録は無料です。

登録方法は、① [mamomru@bousaimobile.pref.fukuoka.lg.jp](mailto:mamomru@bousaimobile.pref.fukuoka.lg.jp) に空メールを送信する。②返信メールが届くので、その内容に従って登録を行う。(右側にあるQRコードからも登録できます)

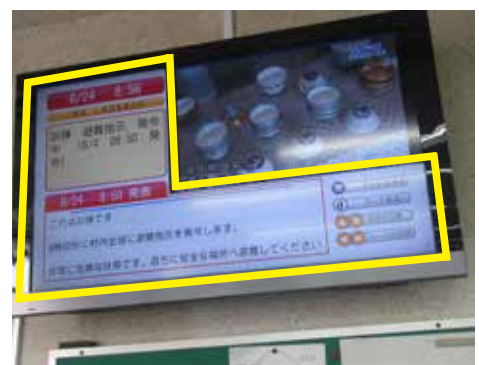


### ● とうほうテレビ

避難勧告・避難指示が発令されると、とうほうテレビ(11ch)の画面では、右の写真のように発令された日時と内容がL字型で、自動で表示されます。

また、とうほうテレビのデータ放送(dモード)からは、村内5箇所に設置された河川カメラの映像(河川状況の静止画)を見ることが出来ます。

データ放送の手順は、①とうほうテレビの画面でリモコンのdボタンを押す ⇒ ②「赤：ライブカメラ」を押す ⇒ ③見たい河川を選択する。





祝！全国大会出場！！

## ■第34回全国小学生陸上競技交流大会 福岡県予選会

6月17日（日）、福岡市の博多の森陸上競技場で開催され、村の陸上クラブ「東峰RC」の選手が出場しました。

同クラブに所属する東峰学園6年生の井上 季也<sup>いのうえ ときなり</sup>さんが男子80mハードルで見事優勝され、同じく6年生の和田 女神<sup>わだ めがみ</sup>さんも女子80mハードルで準優勝されました。

井上さんは、8月18日に横浜市の日産スタジアムで行われる全国大会に出場されます。この度の優勝誠におめでとうございます！



▲優勝した井上 季也さん

よろしくお祈いします。

## ■教育委員任命式

6月14日（木）、教育委員の任命式が行われ、井上 光弘<sup>いのうえ みつひろ</sup>さんが教育委員を再任されました。井上さんには引き続き、東峰村の教育行政にご尽力いただきます。よろしくお祈いします。



よろしくお祈いします。

## ■集落支援員の紹介

6月1日から新たに熊谷さんと梶原さんが集落支援員として採用されました。

集落支援員は、地区の高齢者等の状況を把握し、住民と協力して地域を支援するとともに、民生委員児童委員や東峰村社会福祉協議会、関係機関との連携を図り、次のようなことを行います。

- ・要支援者への声掛けや申請書等の代筆、電球交換等の軽微な生活支援
  - ・ニーズ調査を行い、その結果を踏まえて要配慮者への買い物や通院の支援
  - ・いきいきサロンの開設支援
  - ・被災者の健康不安や生活再建に向けた相談等を関係機関へ繋ぐ
- 皆さまのご理解とご協力をよろしくお祈い致します。



熊谷 文夫<sup>くまがえ たかお</sup>さん【担当地区：宝珠山地区（中原・大行司）、仮設住宅、福井地区】

森山 きよ子<sup>もりやま きよこ</sup>さん【担当地区：小石原地区、鼓地区】

梶原 正剛<sup>かじわら まさただ</sup>さん【担当地区：宝珠山地区（竹・岩屋・栗松・板屋）、福井地区】

大雨から身を守るために

## ■村づくり人づくり講演会

6月8日（金）、いずみ館で開催しました。今回は防災をテーマに福岡管区気象台の防災気象官 田中 満<sup>たなか みつる</sup>さんをお招きして、「大雨から身を守るために！～避難判断に役立つ情報～」と題して講演していただきました。講演では、昨年7月の九州北部豪雨時の気象の振り返りや、気象庁が発信している気象レーダーや土砂災害、洪水害等の情報の見方について説明していただきました。

次回の講演会は、8月30日（木）19:00～、いずみ館で予定しています。

テーマ：「心が楽になるお話～あなたを楽にできるのは？～」

講師：池田 登<sup>いけだ のぼる</sup>さん（心理セラピスト・カウンセラー）



▲講師の田中さん



棚田に揺らめく幻想的な灯

## ■竹棚田の火祭り

6月9日（土）、竹地区の棚田において開催されました。

田植えを終えたばかりの水田に約 1,000 本のトーチの灯りが映しだされ、幻想的な風景となりました。会場は、多くの見物客で賑わいました。



訓練の成果を発揮

## ■福岡県消防協会朝倉支部消防操法大会

6月10日（日）、筑前町の多目的運動公園で開催されました。

当日は東峰村消防団から2チーム、筑前町消防団から3チームが出場し、各チームとも1ヶ月間にわたる訓練の成果を発揮しました。消防署による審査の結果、惜しくも入賞は逃しましたが、両チームとも見事な消防操法を見せてくれました。

■出場選手（敬省略）

	第1・2分団	第3・4分団
指揮者	いずみ なおき 泉 直樹	たかくら さとる 高倉 悟
1番員	たかとり しゅんけい 高取 春慶	なかざき しんご 中崎 慎吾
2番員	のより まさとし 野寄 雅稔	さなだ しょうへい 真田 翔平
3番員	うちの ひであき 内野 嗣昭	くまがえ やすなり 熊谷 泰成
4番員	つだ たけし 津田 壮史	ささき かずなり 佐々木 一成



▲第1・2分団の選手と指導員の皆さん



▲第3・4分団の選手と指導員の皆さん



## 歯と口の衛生週間

### ■「おいしい」と「元気」を支える健康な歯

6月10日（日）、朝倉市フレアス甘木において「歯ミング21 in あさくら」が開催されました。

朝倉地域における児童、生徒の皆さんから高齢者の皆さんまで、80歳になっても20本以上の歯で食事をし、健康な生活を営んでいけるよう口腔の健康の維持促進を目指した、8020運動推進を広く地域住民にアピールする目的で行われました。式典では表彰式が行われ、2名の方が表彰されました。



【8020 高齢者よい歯】  
仲道 保明さん（東福井上地区）



【歯・口の健康に関する図画・ポスター】  
銀賞 肥後 桃子さん（東峰小）

## 江戸時代初期の石積みか

### ■竹棚田の歴史講演会

6月17日（日）に開催しました。

講師に石垣技術研究機構代表の高瀬 哲郎さんをお招きして『「竹の棚田」を訪ねて～棚田石積みと信仰を探る～』と題して、竹地区の棚田を調査した内容を踏まえて講演していただきました。講演会は2部構成で、第1部は現地に赴き、棚田を実際に見て回りながら説明を受けました。続く第2部では、いずみ館で石積みの歴史や技法の解説等、調査時の写真を交えながら詳しくお話していただきました。現時点での調査では、竹地区の棚田は古いもので江戸時代初期のものと推定されていますが、今後の発見によっては、もっと古く遡る可能性があるとのことでした。



▲講師の高瀬さん



▲現地説明の様子



▲解説を聞く参加者



▲いずみ館での講演

## 東峰村の復興を応援！

### ■松本俊明チャリティピアノコンサート

6月22日（金）、いずみ館で開催されました。

豪雨災害からの復興に向けて頑張る東峰村の皆さんを応援したいとの思いで、作曲家でピアニストの松本 俊明さんが無料のピアノコンサートを行って下さいました。

日中は東峰学園の中学生を対象にコンサートを行っていただき、松本さんのアレンジで演奏された東峰学園の校歌を生徒が歌うシーンもありました。夜は一般の方を対象に行われ、松本さんが作曲された代表曲 ミーシャ エブリシング MISIA の「Everything」も聞くことができ、来場者は松本さんの美しいピアノの演奏に癒されていました。







## 災害に備えて①

### ■防災訓練（避難訓練）

6月24日（日）、村内全域で行い、1,048名が参加しました。

今回の訓練は、午前8時30分に、東峰村に大雨・洪水警報が発表され、村内全域に避難勧告が発令されたという想定で、各地区が主体となって行われました。また、東峰村消防団も各分団が管轄の地域を巡回し、避難者の確認に当たりました。

役場でも災害対策本部を設置して、指定緊急避難場所の開設や災害現場の確認、通報の対応等の訓練を行いました。



▲宝珠の郷の様子



▲いずみ館の様子



▲災害対策本部の訓練の様子

## 災害に備えて②

### ■東峰村消防団全団員訓練

6月24日（日）、旧小石原小学校で行いました。

今回は、梅雨時期の備えとして消防署の指導のもと、河川から越水する水を防ぐための土嚢積み工法や山崩れを防ぐためのシート張り工法等の水防訓練を行いました。

消防団の皆さん、防災訓練に続く訓練、大変お疲れ様でした。



## 投票をお願いします!!

### ■「とほっぴ」が「ゆるキャラグランプリ2018」にエントリーします！

昨年誕生した東峰村の公認キャラクター「とほっぴ」が「ゆるキャラグランプリ2018」にエントリーします。ランキング上位を目指して頑張りますので皆様の投票をよろしくをお願いします!!

なお、投票はパソコン・タブレット・スマートフォンから「ゆるキャラグランプリ公式サイト（<http://www.yurugp.jp/>）」にアクセスして、ID登録（初回のみ）することで可能になります。

（1日1回投票できます）

投票受付開始：平成30年8月1日（水）10時から  
投票受付終了：平成30年11月9日（金）18時まで





坂口隊員

地域おこし協力隊の坂口 航です。今年も毎日のように農業に勤しんでいます。

昨年の野菜栽培では、つるむらさき、ミニトマト、ほうれん草などを作り、農業の知識・経験を多く学ぶことができました。しかし、出荷数・収益ともに、とても満足できる結果ではありませんでした。確かに、準備段階での遅れなどもあり、がむしゃらにやっていたと感じています。また、多く出荷したいけれど、時間と数が足りないなど、不甲斐無い思いを沢山しました。1人の最大出荷数が週800袋でしたが、まだまだ出せると思いました。

今年の6月～11月は、農業に身も心も捧げるつもりです。兎に角、数を作り、数出荷を目指します。鼓の畑には、つるむらさきを、去年の倍の1,400本以上定植完了!また、新しく栗林の畑をお借りして、インゲン豆を1,000本以上定植完了!!その他諸々野菜などを栽培しています。数は作ったので、収穫・袋詰めが追いつくかが問題になると思います。数が数だけに、できる限りは1人でやるつもりですが、どなたかにご協力願うかもしれません。その際は、よろしくお願いいたします。

目標は、つるむらさきを10,000袋、ミニトマト1,000袋、インゲン豆1,000袋を出荷することです。農薬成分の検査出荷などが無事終われば、6月22日から10月末まで、収穫・出荷三昧の日々になります。ほぼ毎日、朝4時ぐらいから収穫していますので、もし見かけたら声をかけてみてください!!!

この結果は、おそらく11月号の広報紙にて報告できると思います。どうぞ、過度な期待はせずに、お待ちください!!!!



▲インゲン豆 (栗林の畑)



▲ミニトマト (鼓の畑)



▲つるむらさき (鼓の畑)

今月の納税	税目	● 固定資産税 (第2期) ● 国民健康保険税 (第1期)	東峰村ごみ収集量 (平成30年5月分) (kg)				
			種別	当月分	前月分	増減	
	納期限	7月31日 (火)		可燃ごみ	37,790	32,640	5,150
				資源ごみ	5,010	3,590	1,420
	口座振替日	7月25日 (水)		粗大ごみ	4,340	1,340	3,000
合計				47,140	37,570	9,570	



食品が傷みやすい季節です！



●食中毒とは？

食中毒とは、有害・有毒な微生物や化学物質等毒素を含む飲食物を人が口から摂取した結果として起こる、下痢や嘔吐や発熱などの症状のことをいいます。食中毒というと、飲食店での食事が原因と思われがちですが、毎日食べている家庭の食事でも発生しています。普段、当たり前に行っていることが、思わぬ食中毒を引き起こすことがあるのです。

家庭での発生では、症状が軽かったり、発症する人が少なかったりすることが多いため、風邪や寝冷えなどと思われがちで、食中毒とは気づかれず、重症化することもあります。家庭での食事作りでの食中毒予防のポイントをチェックしてみましょう

■ 食中毒予防の3原則



●食中毒を予防しよう！

これからどんどん気温が上がり、生鮮食品は特に傷みやすい季節です。食中毒から身を守るために、厚生労働省から推奨されているポイント6つを生活の中に取り入れましょう！

# 家庭でできる 食中毒予防の6つのポイント

**point 1**  
食品の購入

消費期限などの表示をチェック！

肉・魚はそれぞれ分けて包む

腐り通さないでまっすぐ帰ろう

**point 2**  
家庭での保存

買ったらすぐ冷蔵庫へ！

入れるのは7割程度に

冷蔵庫は10℃以下に維持

冷凍庫は-15℃以下に維持

肉・魚は汁がもれないように包んで保存

**point 3**  
下準備

清潔食品の処理は冷蔵庫で

タオルやふきんは清潔なものに交換

ごはんの準備に手洗い

ごはんを切ったら洗って熱湯をかけておく

生肉・魚を切ったら洗って熱湯をかけておく

生肉・魚は生で食べるものから離す

野菜もよく洗う

お丁などの器具、おせんぼは洗って消毒

井戸水を使っていたら水質に注意

**point 4**  
調理

加熱は十分に(めやすは中心部分の温度が75℃で1分以上)

台所は清潔に

電子レンジを使うときは均一に加熱されるようにする

調理を途中で止めたら食品は冷蔵庫へ

作業前に手を洗う

**point 5**  
食事

食事の前に手を洗う

盛り付けは清潔な器具、食器を使う

長時間室温に放置しない

**point 6**  
残った食品

時間が経ち過ぎたりちよつどもち残しいと思ったら、思い切って捨てる

作業前に手を洗う

手洗い後、清潔な器具、容器で保存

温めなおすときは十分に加熱する(めやすは75℃以上)

早く冷えるように小分けする

資料：厚生労働省

## 東峰 Jr. みらい塾 開講式と化石学習(5月)

5月12日(土)、東峰 Jr. みらい塾は、児童34名と大人18名(保護者含む)の参加で開講式と化石の学習会を行いました。開講式では「皆勤賞を目指して参加しましょう」と塾長の梶原公民館長からお話があり、学習会では宝珠山地域で採取できる化石の種類を平田先生(元中学校教諭で理科を担当)から教えて頂きました。その後、河原に降りて化石探しをしました。適当な砂岩を見つけるとハンマーで割り、変化があれば先生に確認して頂きました。今回は二枚貝・巣穴・巻貝などの化石を見つけることが出来、楽しく終わることが出来ました。



## 東峰 Jr. みらい塾 海釣り体験(6月)

6月2日(土)、東峰 Jr. みらい塾は宗像市の大島へ海釣り体験に行きました。児童24名と大人24名(保護者含む)の参加でした。海釣りは初めての児童が多く、えさをつけて仕掛けを投入するのも大変そうでした。ウキが沈み大きな鯛を釣り上げると、歓声が上がり親子で協力して楽しい時間を過ごせました。1匹も釣れない児童もいましたが、保護者や兄弟でカバー出来たようでした。中には1メートル以上のブリを釣り上げた保護者もいて立派なお土産が出来ました。帰りのバスでも元気な子どもたちは今度は家族で行きたいと盛り上がっていました。



## 社会教育指導員の紹介

5月から社会教育指導員を務めさせていただいております石川 いしかわ まさみ 雅美です。

今年の4月から、娘2人が東峰学園に入学、5月の民陶むら祭の直前に久留米市内から小石原に転居して参りました。6年前から長女の難病治療のために転居を繰り返し、通算で8回目の転居先がこの東峰村となります。全国色々な地域で暮らしてきましたが、東峰村の地域性、村民性は他に類を見ない、素晴らしいものだと日々実感しています。そして、何より教育環境の整備された東峰学園のあり方に驚かされます。教育を重視し、子どもを地域で大切に育てているこの村にご縁を頂き移住できたこと、本当に有り難いなどいつも親子で話し合っています。



微力ではありますが教育委員会の一員として「村の宝」を一緒に育めることをとても光栄に思います。子育てを家庭の枠だけにとどめることなく、地域が一体となって円滑に進めていけるよう、社会教育指導員として少しでもお役に立てればと考えておりますので、皆様引き続きどうぞ宜しくお願い致します。

## 「夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会」東峰村開催決定！！

平成30年8月1日（水）、東峰学園において、「夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会」の開催が決定しました。

現在、毎年7月20日から8月31日までの43日間、全国43会場において体操会が開催されています。

この体操会の模様は、NHKラジオ第1放送で全国に公開生放送されます。夏休み期間中にラジオ体操をする風景は、日本の風物詩として浸透しており、各会場とも極めて盛況です。ラジオ体操・みんなの体操をとおして、健康づくり・体力づくりを行い、健康的な日常生活を送りましょう。東峰村の皆様のご参加を、心よりお待ちしております！！

☆ご参加いただける方は、当日の午前5時45分に東峰学園の運動場に集合して下さい。



## 平成30年度『市町村対抗 福岡駅伝』選手募集のお知らせ

11月18日（日）に開催予定の第4回『市町村対抗 福岡駅伝』の選手を募集します！

東峰村の代表として走ってみませんか？参加を希望される方は8月31日（金）までに、教育委員会（電話72-2301、担当：内野）までご連絡ください。

また、当日は応援隊バスを用意します。みんなで選手を応援しに行きましょう！（午前9時出発予定）

### 【募集要項】

- 期 日：平成30年11月18日（日）  
 6:30 いぶき館出発、8:00 筑後広域公園到着、  
 12:00 スタート、16:00 筑後広域公園出発、  
 18:00 いぶき館到着
- 場 所：筑後広域公園  
 〒833-0015 福岡県筑後市大字津島 831-1
- 練 習：東峰 RC（村内の陸上クラブ）と一緒に練習できます。
- 区 間：1区…5.1km（一般男子19歳以上）  
 2区…2.3km（中学生女子）  
 3区…2.7km（シニア40歳以上）  
 4区…2.3km（ジュニア女子・中学1年生～18歳）  
 5区…5.0km（一般男子19歳以上）  
 6区…2.7km（ジュニア男子・中学1根性～18歳）  
 7区…2.3km（一般女子19歳以上）  
 8区…2.7km（中学生男子）  
 9区…4.9km（一般男子19歳以上）



## 『らぶすぽ東峰』次回予告

地域総合型スポーツクラブ

らぶすぽの活動	場 所	日 時	備 考
ニュースポーツ教室	村民センター	7月23日（月） 19:30～	自由に参加できます。
健康体操『ヨガ教室』	いずみ館 多目的ホール	8月8日（水） 19:30～	会員500円 非会員1,000円 ※マットはこちらで準備します。

## 挿し絵募集と絵本作り学習会のお知らせ

「えほんの森事業」では村に伝わる民話の挿し絵を募集し、絵本を作成しています。今年は『犬咬<sup>いぬか</sup>み坂<sup>さか</sup>』と『わにの伯楽<sup>はくらく</sup>』の2つのお話がテーマです。

挿し絵を募集するにあたって絵本作り学習会を全3回開催します。学習会では物語の場面の切り取り方や絵の描き方などを紹介します。

### 【民話挿し絵募集】

民話：『犬咬み坂』、『わにの伯楽』

期間：7月21日（土）～9月7日（金）

用紙：A5サイズ以上、用紙は自由

部門：小学生部門、一般部門

申込：各話とも5項以上で申込用紙とともに公民館へ提出

表彰：実行委員会において審査後、それぞれの部門において3名を表彰



### 【絵本作り学習会】※参加無料

第1回 7月21日（土） 9:30～ いずみ館 ボランティア室

第2回 7月27日（金） 9:30～ 子ども館

第3回 8月3日（金） 9:30～ 子ども館



### 『わにの伯楽』

むかし、わにの伯楽という、牛やら馬やらの病気を治す医者がおりました。

この男の人は大変鉄砲が好きでしたし、また、上手でした。

ある日、わにの伯楽が杷木に行く途中のことです。

ちょうど大行司にさしかかった時、頭の上に雁の群れが飛んできたので、持っていた鉄砲で撃ちました。

そしたら、一発で当たり、雁が堤に落ちました。それを拾うため堤の中にはいったら、着物のそでが、とても重たくなったそうです。見てみたら、うなぎが二十匹もはいる、よく見たら鉄砲の中にも二、三匹はいたので、雁とうなぎをそでやふところに入れて堤からあがってきました。

中山峠に着いて休んでいたら、やぶの中からのししが出てきました。襲ってきたので、また、鉄砲で撃ったらあたりました。いのししが苦しみもがいて土を掘りました。そしたら土の中から山芋がたくさんでてきました。山芋を捨てるのはもったいないので、かやに包んで、いのししを背負って歩きはじめましたが、手に持っている荷物が多すぎたので、わにの伯楽は、杷木に行くのをやめて、家に帰りました。

## 中古本の無料配布について

古くなった廃棄図書、雑誌を無料配布します。

期日：8月13日（月）～8月24日（金）の平日 場所：東峰村役場小石原庁舎

雑誌「LEE」、「サライ」、「すてきにハンドメイド」、「きょうの料理」等の他、絵本もあります。



## 保健福祉課

### ◆国民健康保険にご加入の皆様へ（保険証更新）

#### ●8月1日から国民健康保険証が変わります

3月の広報紙でお知らせしていましたが、現在の「国民健康保険被保険者証」の有効期限は、平成30年7月31日までです。8月1日から使用できる被保険者証（高齢受給者証と一体化した1人1枚の個人カード）を、7月下旬に世帯主あてに郵送します。

また、学生で、**学**の被保険者証が必要な人は、引続き窓口での手続きが必要です。

#### 【学証の手続きに必要なもの】

- ・印かん
- ・在学証明書（平成30年4月1日以降発行のもの）または学生証の写し（有効期限明記のもの）
- ・マイナンバー（個人番号）がわかるもの

#### ●退職・就職した人へ。国保の加入・脱退には届出が必要です

日本では、必ず医療保険に加入することになっています（国民皆保険制度）。

職場の健康保険の被保険者・被扶養者でない人は、現在住んでいる市区町村の国民健康保険（国保）に加入しなければなりません。国保加入の届出を忘れて未保険になっていませんか。

#### ※未保険だとすべて自己負担に

国保加入の届出をしないと未保険の状態となり、病院の診療を受けるとき、医療費がすべて自己負担になります。

人は、いつ大きな病気やけがをするかわかりません。すべての人が安心して医療を受けられるよう、国保加入の届出を必ず行ってください。

国保加入の届出が遅れた場合も、届出した月からではなく資格を得た月までさかのぼって保険税を納めなければなりません。

また、今まで国保に加入していた人で、職場の社会保険やその扶養に認定された人は、国保の資格をなくすための手続きが必要です。

手続きをしないと保険の二重加入となり、社会保険料・国税の両方がかかります。

#### 【国保加入の届出に必要なもの】

- ・印かん（認印）
- ・健康保険資格喪失証明書
- ・マイナンバー（個人番号）がわかるもの

#### 【国保喪失の届出に必要なもの】

- ・印かん（認印）
- ・国民健康保険証
- ・新たにできた社会保険証
- ・マイナンバー（個人番号）がわかるもの

## 保健福祉課

### ◆平成 30 年 8 月から国民健康保険の制度が一部変更になります

医療費の自己負担が高額になったとき、限度額を超えた分が高額療養費として支給される制度について、70 歳以上 75 歳未満現役並み所得者の方の所得区分が細分化され、限度額が平成 30 年 8 月に改正されます。

#### 70 歳以上 75 歳未満の方の自己負担限度額（月額）

平成 30 年 7 月まで

平成 30 年 8 月から

所得区分	外来 (個人ごと)	外来 + 入院 (世帯ごと)
現役並み 所得者	57,600 円	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1%
一般	14,000 円 [8 月～翌年 7 月 の年間限度額 144,000 円]	57,600 円 (多数回該当 44,400 円)
低所得者 II	8,000 円	24,600 円
低所得者 I		15,000 円

所得区分	外来 (個人ごと)	外来 + 入院 (世帯ごと)
課税所得 690 万円以上		252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1%
課税所得 380 万円以上		167,600 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1%
課税所得 145 万円以上		80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1%
一般	18,000 円 [8 月～翌年 7 月 の年間限度額 144,000 円]	57,600 円 (多数回該当 44,400 円)
低所得者 II	8,000 円	24,600 円
低所得者 I		15,000 円



平成 30 年 8 月に赤字の  
ところが変わります。

お問合せ

東峰村役場保健福祉課（電話：0946-74-2311）

## 建設水道課

### ◆道路に樹木が張り出していないか？ 適切な管理をお願いします。

道路に樹木や生け垣が覆いかぶさると通行しづらだけでなく、折れ木・落枝等の交通障害を引き起こす場合があります。

私有地から張り出している樹木は土地所有者に所有権があるため、村で剪定や伐採はできません。（民法第 233 条）

折れ木・落枝等や樹木が道路にはみ出していることが原因で事故等が発生した場合は、所有者が責任を問われることがあります。（民法第 717 条、道路法第 43 条）

樹木を所有されている皆様には適切な管理をしていただくようお願いいたします。



お問合せ

東峰村役場建設水道課（電話：0946-72-2313）



■8月から被保険者証が新しくなります

現在の被保険者証は、平成30年7月31日までの有効期限となっています。

8月1日から使用できる被保険者証(右写真、うす緑色)の有効期限は、平成31年7月31日までの1年間となっており、7月下旬に郵送します。ただし、保険料の滞納がある場合は、通常より短い有効期限の被保険者証を窓口でお受け取りいただくことがあります。

8月1日以降に受診されるときは、新しい被保険者証(うす緑色)を医療機関の窓口で提示してください。

7月31日までに新しい被保険者証(うす緑色)が届かない場合は、東峰村役場 保健福祉課(電話：74-2311)へお問い合わせください。



■被保険者証の自己負担割合をご確認ください

医療機関で受診する際の医療費の自己負担割合は、1割又は3割です。

毎年、前年中の所得をもとに、8月から翌年7月までの1年間の自己負担割合の判定を行います。

自己負担割合は、通常1割ですが、同じ世帯の被保険者のいずれかの人の市町村民税の課税所得が145万円以上(※)である場合には、3割となります。

ただし、市町村民税課税の所得が145万円以上であっても、次の1又は2に該当する場合は、小石原庁舎 保健福祉課もしくは宝珠山庁舎 総合窓口へ申請すれば1割の自己負担割合となります。

1. 同じ世帯の被保険者が2人以上の場合  
 同じ世帯の被保険者全員の収入の合計額が520万円未満
2. 同じ世帯の被保険者が本人のみの場合(次の①又は②に該当)
  - ① 本人の収入が383万円未満
  - ② 本人と同じ世帯の70歳から74歳までの人の収入の合計額が520万円未満

※市町村民税の課税所得が145万円以上であっても、前年の12月31日現在において、被保険者が世帯主であり、同じ世帯に合計所得金額が38万円以下である19歳未満の世帯員がいる場合には、世帯主である被保険者の市町村民税の課税所得から、16歳未満は1人当たり33万円、16歳以上19歳未満は1人当たり12万円をそれぞれ控除した後の額が、145万円未満となるときは、1割の自己負担割合となります(この場合の届出は不要です)。

※市町村民税の課税所得が145万円以上であっても、昭和20年1月2日以降生まれの被保険者がいる場合、同じ世帯の被保険者全員の旧ただし書所得(総所得金額等から33万円を控除した金額)の合計額が210万円以下の場合、1割の自己負担割合となります(この判定方法は平成27年1月1日以降適用され、届出は不要です)。

次のページに続きます。>>>>

## ■限度額適用・標準負担額減額認定証が8月に更新となります

現在、使用中の限度額適用・標準負担額減額認定証（以下、減額認定証と言います。）の有効期限は、平成30年7月31日になっています。

減額認定証を既にお持ちの方で、平成30年度の市町村民税が非課税世帯の方には、8月1日からの新しい減額認定証を被保険者証とは別に7月下旬にお届けします。

### 【減額認定証とは】

世帯全員が市町村民税非課税である方が入院または高額な外来診療を受ける際に減額認定証を医療機関窓口で提示すると、医療費の自己負担は限度額までとなり、入院時の食費・居住費の負担も減額されます。なお、新たに減額認定証の交付を希望する場合は、小石原庁舎 保健福祉課もしくは宝珠山庁舎 総合窓口での申請手続きが必要になります。

### 【申請に必要なもの】

被保険者証・印鑑・その他

〔非課税証明書など収入額を証明するものや入院期間を確認できるものが必要になる場合があります。〕

## ■制度改正について

高額療養費制度の見直しに伴い、平成30年8月から負担割合3割の負担区分が現役並みⅠ・Ⅱ・Ⅲの3つに細分化されます。（表1）

負担区分が現役並みⅠ・Ⅱに該当する被保険者の方は、新たに限度額適用認定証の交付を受けることが出来ます。限度額適用認定証は入院等で窓口負担額が高額になる際、医療機関へ提示することで自己負担を限度額で抑えることができます。交付については小石原庁舎 保健福祉課もしくは宝珠山庁舎 総合窓口で申請手続きが必要になります。

（表1）

平成30年7月まで

自己負担割合	負担区分	要件
3割	現役並み 所得者	同一世帯の被 保険者のどな たかの市町村 民税課税所得 が145万円以 上の方

平成30年8月から

自己負担割合	負担区分	要件
3割	現役並み Ⅲ	課税所得が 690万円以上 の被保険者
	現役並み Ⅱ	課税所得が 380万円以上 の被保険者
	現役並み Ⅰ	課税所得が 145万円以上 の被保険者

## ■お問合せ

○東峰村役場保健福祉課

電話：0946-74-2311

○福岡県後期高齢者医療広域連合

電話：092-651-3111

## 保健福祉課

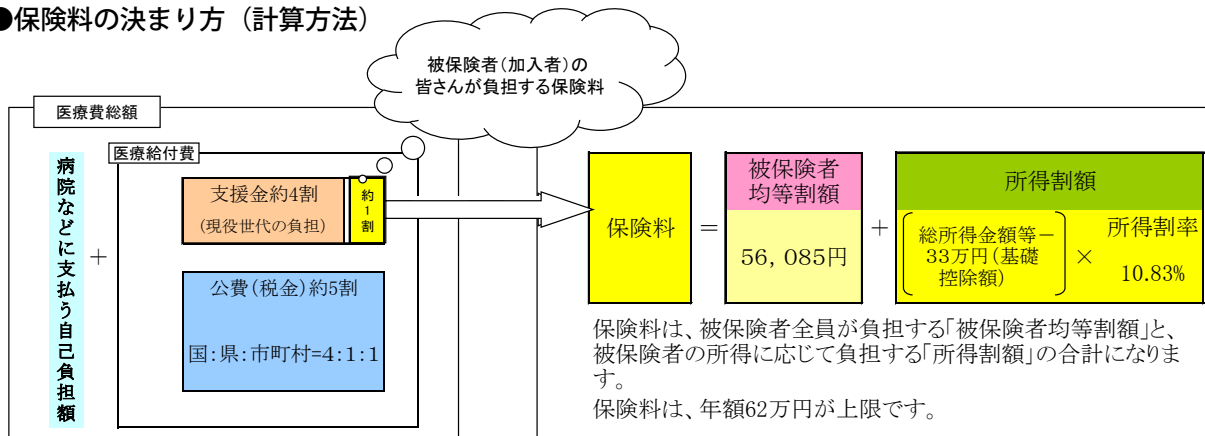
### ◆平成 30 年度 後期高齢者医療制度の保険料について

保険料は、平成 29 年中の所得金額と世帯（注 1）の状況を基に算定を行い、決定します。

（注 1）：「世帯」とは、平成 30 年 4 月 1 日時点の世帯（75 歳になる人、県外からの転入者などはその時点）を基準にしています。

被保険者（加入者）の皆さんへ「平成 30 年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」を 7 月中旬にお届けします。

#### ●保険料の決まり方（計算方法）



- ・保険料は、県内どの地域でも同じ基準で算定されます。
- ・保険料は、加入者一人一人にかかります。保険料率（被保険者均等割額、所得割率）は、2年ごとに見直されることとなっており、平成 30 年度に改定されています。
- ・総所得金額等とは、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除」、「給与収入－給与所得控除」、「事業収入－必要経費」等の合計額で、各種所得控除前の金額です。
- ・例えば、公的年金等の収入のみの人で、年額が 153 万円以下の場合は、総所得金額等は 33 万円以下となるため所得割額はかかりません。

#### 保険料の軽減について

##### ●均等割額の軽減

平成 30 年度では、平成 29 年度の保険料軽減措置（被保険者平均割の 9（7）割・8.5（7）割（注 2）・5 割・2 割軽減）を継続して行います。

（注 2）：原則は「7 割軽減」ですが、特例措置により「9 割軽減」、「8.5 割軽減」となっています。

均等割額軽減割合	軽減後の均等割額(年額)		同一世帯内の被保険者及び世帯主の軽減対象所得金額(注3)の合計額
	平成30年度		
9(7)割軽減	5,608	円	【33万円(基礎控除額)】以下で、かつ【被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない)】
8.5(7)割軽減	8,412	円	【33万円(基礎控除額)】以下
5割軽減	28,042	円	【33万円(基礎控除額) + 27.5万円 × 被保険者数】以下
2割軽減	44,868	円	【33万円(基礎控除額) + 50万円 × 被保険者数】以下

（注3）：軽減対象所得金額は、基本的には総所得金額等と同じですが、公的年金等収入の場合、「公的年金等収入－公的年金等控除－15万円」となるなど、例外があります。

##### ●被用者保険（注 4）の被扶養者であった人の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日まで「会社などの健康保険の被扶養者」だった人は被保険者均等割額が 5 割程度減（注 5）となります。また、所得割額がかかりません。

（注 4）：被用者保険とは、全国健康保険協会管掌健康保険、組合管掌健康保険、船員保険、共済組合をさします。国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません。

（注 5）：ただし、均等割額の軽減が 9 割軽減、8.5 割軽減に該当する方は、それぞれ 9 割軽減、8.5 割軽減が優先されます。

##### ●軽減特例措置の見直し

今後、持続可能な医療保険制度を構築するため、総所得金額等が 91 万円以下の人所得割額の 2 割軽減が平成 29 年度までで廃止され、被用者保険の被扶養者であった方の均等割額の 7 割軽減は平成 30 年度から 5 割になります。

#### 保険料の減免制度について

災害や失業等により保険料の納付が困難となった場合は、保険料が減免できる場合がありますので、東峰村役場 保健福祉課（電話：74-2311）へご相談ください。

**65 歳以上の人に**

平成 30 年度の市町村民税等をもとに、介護保険料の計算を行い、その決定通知書を 7 月下旬ごろに郵送します。

平 30 年度より、できる限り所得の状況に配慮したきめ細かな保険料とするため、所得段階を 25 の区分に分けています。市町村民税や世帯の状況等によって該当する所得段階により保険料額が決定されます。(次項の表を参照下さい)

**【納付の方法】**

介護保険料を継続して年金天引きで納めている人は、今回決定した年間保険料額から 4・6・8 月に天引き(仮徴収)した保険料を差し引いた金額を、10・12・来年 2 月に年金天引き(本徴収)で納めます。

また、納付書、口座振替等で納めている人は、8 月から来年 3 月まで納めます。

なお、年間 18 万円以上の老齢(退職)、障害、遺族年金を受給している人は年金天引きとなります。65 歳になった人、広域連合外の市町村から転入した人などの場合は、年金天引きの開始が半年～1 年後となりますので、それまでは納付書や口座振替等で納付してください。

※口座振替を利用されると納め忘れもなく安心です。ぜひ、ご活用下さい。

※災害や失業などやむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、申請により保険料の減免や納付猶予が受けられることがあります。

介護保険制度では、特別な事情がなく保険料を滞納すると、滞納期間に応じて介護サービス利用時の自己負担割合が増えたり、一時的に介護給付が差し止めになるなどの制限が生じます。

介護保険制度は皆様から納付していただく保険料で成り立つ制度です。保険料納付についてご理解とご協力をお願いします。

**【お問合せ】**

○東峰村保健福祉課(介護保険担当)

電話：0946-74-2311

○福岡県介護保険広域連合(総務課収納管理係)

電話：092-643-7055



次のページに続きます。>>>>

第7期(平成30~32年度)における所得段階別介護保険料

※東峰村は「Aグループ」に属します。

所得段階	対象者	基準額に乗じる割合	平成30~32年度の保険料年額(円)			
			Aグループ	Bグループ	Cグループ	
第1段階	本人及び世帯員全員が市町村民税非課税	①生活保護の受給者 ②老齢福祉年金受給者 ③公的年金等収入額と合計所得金額等(※1)の合計額が80万円以下の方	0.50	48,287	37,181	31,548
第2段階		公的年金等収入額と合計所得金額等(※1)の合計額が80万円を超え120万円以下の方	0.75	72,431	55,771	47,322
第3段階		公的年金等収入額と合計所得金額等(※1)の合計額が120万円を超える方	0.75	72,431	55,771	47,322
第4段階	本人が市町村民税非課税だが世帯の中に市町村民税課税者がある	公的年金等収入額と合計所得金額等(※1)の合計額が80万円以下の方	0.90	86,917	66,925	56,786
第5段階		公的年金等収入額と合計所得金額等(※1)の合計額が80万円を超える方	1.00	96,574	74,361	63,096
第6段階		合計所得金額から特別控除額(※2)を引いた額が120万円未満の方	1.20	115,889	89,233	75,715
第7段階		合計所得金額から特別控除額(※2)を引いた額が120万円以上200万円未満の方	1.35	130,375	100,387	85,180
第8段階		合計所得金額から特別控除額(※2)を引いた額が200万円以上300万円未満の方	1.60	154,518	118,978	100,954
第9段階	本人が市町村民税課税	合計所得金額から特別控除額(※2)を引いた額が300万円以上320万円未満の方	1.65	159,347	122,696	104,108
第10段階		合計所得金額から特別控除額(※2)を引いた額が320万円以上340万円未満の方	1.70	164,176	126,414	107,263
第11段階		合計所得金額から特別控除額(※2)を引いた額が340万円以上360万円未満の方	1.75	169,005	130,132	110,418
第12段階		合計所得金額から特別控除額(※2)を引いた額が360万円以上380万円未満の方	1.80	173,833	133,850	113,573
第13段階		合計所得金額から特別控除額(※2)を引いた額が380万円以上400万円未満の方	1.85	178,662	137,568	116,728
第14段階		合計所得金額から特別控除額(※2)を引いた額が400万円以上420万円未満の方	1.90	183,491	141,286	119,882
第15段階		合計所得金額から特別控除額(※2)を引いた額が420万円以上440万円未満の方	1.95	188,319	145,004	123,037
第16段階		合計所得金額から特別控除額(※2)を引いた額が440万円以上460万円未満の方	2.00	193,148	148,722	126,192
第17段階		合計所得金額から特別控除額(※2)を引いた額が460万円以上480万円未満の方	2.05	197,977	152,440	129,347
第18段階		合計所得金額から特別控除額(※2)を引いた額が480万円以上500万円未満の方	2.10	202,805	156,158	132,502
第19段階		合計所得金額から特別控除額(※2)を引いた額が500万円以上520万円未満の方	2.15	207,634	159,876	135,656
第20段階		合計所得金額から特別控除額(※2)を引いた額が520万円以上540万円未満の方	2.20	212,463	163,594	138,811
第21段階		合計所得金額から特別控除額(※2)を引いた額が540万円以上560万円未満の方	2.25	217,292	167,312	141,966
第22段階		合計所得金額から特別控除額(※2)を引いた額が560万円以上580万円未満の方	2.30	222,120	171,030	145,121
第23段階		合計所得金額から特別控除額(※2)を引いた額が580万円以上600万円未満の方	2.35	226,949	174,748	148,276
第24段階		合計所得金額から特別控除額(※2)を引いた額が600万円以上800万円未満の方	2.40	231,778	178,466	151,430
第25段階		合計所得金額から特別控除額(※2)を引いた額が800万円以上の方	2.50	241,435	185,903	157,740

- (※1) 合計所得金額等とは・・・「合計所得金額－特別控除額(※2)－年金所得額」です。  
この金額が0円以下の場合には0円とみなします。
- (※2) 特別控除額とは・・・長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額のことです。  
具体的には以下の①～⑦となります。
- ① 収容交換等のために土地等を譲渡した場合の5,000万円(最大)
  - ② 特定土地区画整理事業や被災地の防災集団移転促進事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円
  - ③ 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円(最大)
  - ④ 農地保有の合理化等のために農地等を売却した場合の800万円(最大)
  - ⑤ 居住用財産を譲渡した場合の3,000万円(最大)
  - ⑥ 特定の土地(平成21年及び平成22年に取得した土地等であって所有期間が5年を超えるもの)を譲渡した場合の1,000万円(最大)

○介護保険料のコンビニ収納が始まります

- ・平成30年度の介護保険料普通徴収の決定通知は、例年通り7月末にお届けしますが、今年から下記のコンビニエンスストアでも使用できるようになります。
- ・これまでは平日の日中に指定の金融機関・役場窓口等でしかお支払いができませんでしたが、これからは夜間・休日にもコンビニエンスストアでお支払いができますのでご活用ください。

○納付書の綴じ方が変わります

- ・これまでは通知書と納付書はホッチキス止めされていましたが、コンビニで対応してもらうために綴じることができなくなります。バラバラになりますので紛失しないようご注意ください。

○注意！ 次のような場合、コンビニで使えません

- ・納付期限を過ぎたもの
- ・コンビニ用のバーコードが消されているもの、あるいは汚れたりやぶれたりして読み取れないもの
- ・金額を手書きで訂正したもの

○取り扱いコンビニエンスストア

セブン-イレブン、ローソン、ローソンストア100、ファミリーマート、サークルK、サンクス、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーストア、ハマナスクラブ、セイコーマート、タイエー、ハセガワストア、MMK設置店、スリーエフ、くらしハウス、スリーエイト、ポプラ、生活彩家、セーブオン、コミュニティ・ストア

○ご不明な点があれば、福岡県介護保険広域連合本部までお問合せください。(電話：092-643-7055)

国民年金第1号の被保険者は、毎月の保険料（平成30年度は16,340円）を納めていただく必要があります。しかしながら、収入の減少や失業等により保険料を納めることが経済的に難しい場合もあります。

そのような場合は、未納のままにしないで、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の手続きを行いましょう。保険料免除や納付猶予になった期間は、年金の受給資格期間には算入されます。

保険料を未納のままにしておくと、将来の年金（老齢年金）や、障害や死亡といった不慮の事態が生じたときに「障害年金」や「遺族年金」を受け取ることができない場合があります。

※平成26年4月の制度改正により、申請月の2年1ヵ月前まで遡及して免除申請ができるようになりました。

①保険料免除制度とは

所得が少なく**本人・世帯主・配偶者**の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合や失業した場合などは、ご本人から申請書を提出いただき、申請後に承認されると保険料の納付が免除になります。

免除される額は、「全額」、「4分の3」、「半額」、「4分の1」の四種類があります。

②保険料納付猶予制度とは

20歳から50歳未満の方で、**本人・配偶者**の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合には、ご本人から申請書を提出いただき、申請後に承認されると保険料の納付が猶予されます。

※平成28年6月までは30歳未満、平成28年7月以降は50歳未満が納付猶予制度の対象となります。

◆手続をするメリット

保険料を免除された期間は、老後年金を受け取る際に1/2（税金分）受け取れます。

保険料免除・納付猶予を受けた期間中に、ケガや病気で障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害年金や遺族年金を受け取ることができます。

保険料の「免除」と「納付猶予（学生の場合は学生納付特例）」は、以下の表のとおり、その期間が年金額に反映されるか否かで違いがあります。

	老齢基礎年金		障害基礎年金 遺族基礎年金 (受給資格期間への算入)
	受給資格期間への算入	年金額への反映	
納付	○	○	○
全額免除	○	○ (※2)	○
一部納付 (※1)	○	○ (※3)	○
納付猶予 学生納付特例	○	×	○
未納	×	×	×

※1 一部納付の承認を受けている期間については、一部納付の保険料を納付していることが必要です。  
 ※2 平成21年4月分以降は、2分の1が国庫負担されます。(21年3月分までは3分の1が国庫負担)  
 ※3 4分の1納付の場合は「5/8」が年金額に反映します。(21年3月分までは1/2)  
 2分の1納付の場合は「6/8」が年金額に反映します。(21年3月分までは2/3)  
 4分の3納付の場合は「7/8」が年金額に反映します。(21年3月分までは5/6)

次のページに続きます。>>>>

## ◆免除手続（申請）について

### 免除等が申請できる期間

例：平成30年7月に免除・猶予を申請する場合、最大で下記の①～④の申請が可能です。

- ①平成27年度分・・・平成28年6月分（審査：平成26年中所得）
- ②平成28年度分・・・平成28年7月～平成29年6月分（審査：平成27年中所得）
- ③平成29年度分・・・平成29年7月～平成30年6月分（審査：平成28年中所得）
- ④平成30年度分・・・平成30年7月～平成31年6月分（審査：平成29年中所得）

### 申請に必要な添付書類（●必ず必要なもの、○場合によっては必要なもの）

- 国民年金手帳または基礎年金番号通知書
- 前年（または前々年）所得を証明する書類（前年またはそれ以前の1月1日時点で東峰村に住所がなかった場合）
- 雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票等の写し（失業等による申請の場合）
- その他、公的機関が交付する証明書等であって失業の事実が確認できる書類

### 保険料免除・納付猶予の所得の基準

※前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

- 1. 全額免除・・・（扶養親族等の数+1）×35万円+22万円
- 2. 4分の3免除・・・78万円
- 3. 半額免除・・・118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
- 4. 4分の1免除・・・158万円
- 5. 納付猶予制度・・・（扶養親族等の数+1）×35万円+22万円

### ③学生納付特例制度とは

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務付けられていますが、学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

本人の所得が一定以下の学生が対象となります。なお、家族の方の所得の多寡は問いません。

※本年度の所得基準（申請者本人のみ）

118万円+扶養親族等の数×38万円+社会保険料控除等

※学生とは

大学（大学校）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校など、ほとんどの学生の方が対象となります。

※保険料を10年以内に納付（追納）すると、年金額に反映されます。

### 申請に必要な添付書類（●必ず必要なもの）

- 国民年金手帳
  - 学生等であることまたは学生等であったことを証明する書類
- ※在学期間がわかる在学証明書（原本）または学生証（裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面も含む）の写しを添付してください。

※学生納付特例は、原則として申請日に関わらず、4月から翌年3月まで（申請日が1月から3月までの場合は、前年4月から3月まで）の期間を対象として審査します。

次のページに続きます。>>>>

～国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ～

## 国民年金保険料の追納をおすすめします！

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除・法定免除※)、納付猶予、学生納付特例を受けた期間があると、保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金の年金額が少なくなります。そこで、将来受け取る老齢基礎年金の年金額を増やすために、10年以内であれば、これらの期間の保険料をさかのぼって納める(追納する)ことができます。

※障害年金を受けている期間や生活保護の生活扶助を受けている期間などは、本人からの届出により国民年金保険料が全額免除されます。これを法定免除といいます。

平成31年(2019年)3月31日までに追納する場合の保険料額 (月額)

期 間	全額免除 法定免除 納付猶予 学生納付特例	一部免除		
		3/4 免除	半額免除	1/4 免除
平成20年4月～21年3月分	15,170円	11,380円	7,580円	3,790円
平成21年4月～22年3月分	15,260円	11,440円	7,630円	3,810円
平成22年4月～23年3月分	15,520円	11,640円	7,760円	3,880円
平成23年4月～24年3月分	15,310円	11,470円	7,650円	3,820円
平成24年4月～25年3月分	15,160円	11,360円	7,580円	3,780円
平成25年4月～26年3月分	15,130円	11,350円	7,570円	3,780円
平成26年4月～27年3月分	15,280円	11,460円	7,640円	3,820円
平成27年4月～28年3月分	15,610円	11,700円	7,800円	3,900円
平成28年4月～29年3月分	16,260円	12,190円	8,130円	4,060円
平成29年4月～30年3月分	16,490円	12,370円	8,240円	4,120円

・免除などを受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。なお、上記 部分の保険料には、一定の加算額が含まれています。

### <追納に関する注意事項>

- ① 一部免除を受けた期間に、残りの納付すべき保険料を納付していない場合は、追納できません。  
(例えば、3/4 免除の期間を追納する場合は、残りの 1/4 の保険料を納めている必要があります)
- ② 老齢基礎年金を受けられる方は、追納できません。
- ③ 追納は、免除などを受けた期間のうち、原則古い期間の保険料から納めることになります。
- ④ 追納するためには、申し込みが必要です。  
「国民年金保険料追納申込書」に必要事項を記載し、お近くの年金事務所へご提出ください。  
(郵送による提出も可能です)  
・「国民年金保険料追納申込書」は、日本年金機構ホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) からダウンロードすることができます。

**追納のご相談は、お近くの年金事務所へお問い合わせください。**

後納制度の  
お知らせ

免除や納付猶予を受けていない期間で保険料を納めていない期間は、2年を経過すると納めることができませんが、平成30年9月までに限り、過去5年分まで納めることができます。  
詳しくはお近くの年金事務所へお問い合わせください。



次のページに続きます。>>>>



年金相談・お手続きの際は

# 予約相談

をご利用ください。



## ご予約いただくと…

- ①お客様のご都合にあわせて、スムーズに相談できます！
- ②相談内容にあったスタッフが事前に準備のうえ、丁寧に対応します！

予約相談の実施時間帯 8:30～18:00(月曜日)  
8:30～16:00(火～金曜日)  
9:30～15:00(第2土曜日)

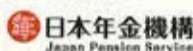
\*月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開始日と日に18:00まで予約相談を実施しています。

予約の申し込みは「予約受付専用電話」へ！

## 0570-05-4890

<予約受付番号受付時間> 月～金(平日) 8:30～17:15

- 予約相談希望日の1カ月前から前日まで受付しています。
- ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご準備ください。
- お近くの年金事務所でも受付しています。



## よくあるご質問にお答えします

Q1 予約はいつからできますか？

A1 来訪を希望する日の1カ月前から前日まで受付しています。  
ご連絡の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書をご準備ください。

Q2 年金事務所へ行くことが困難です。私の代わりに家族の者が年金事務所でお手続きすることはできますか？

A2 ご家族の方がご本人にかわって年金の手続きをしていただくことができます。  
代理の方が年金の手続きをする場合には、ご本人からの委任状が必要です。

○相談窓口にお持ちいただくもの

- ・本人からの委任状(本人が署名のうえ押印したもの)
- ・本人の印鑑
- ・代理人の本人確認ができる書類(運転免許証など)

○委任状の様式

委任状の様式はホームページに掲載していますので、ご活用ください。  
なお、委任状は記載項目をみれなく記入し、必ずご本人が署名のうえ、押印してください。

※ 詳しくは「予約受付専用電話」へお問い合わせください。